

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、令和7年1月1日現在で266,660人となっており、人口規模が県内1位であり、県全体の約9パーセントを占めている。本市では、通勤や通学によって、昼間に流入する人口が多く、昼夜間人口比率は約110パーセント(令和2年)となっている。また、年齢3区分別人口については、年少人口及び生産年齢人口は減少している反面、高齢者人口は増加し続けており、少子・高齢化が進行している。

産業構造については、本市は、県内の商業・文化の中心として発展を続けたことにより、商業・サービス業を中心とする第3次産業に特化した産業特性を有し、年間商品販売額は約1.5兆円(県内シェアの約24パーセント)に達しており、小売業の店舗数は、県内1位であるとともに、本市を中心とする商圈人口は約80万人に及び、いずれも県内最大規模を誇っている。

農業については、令和2年において、総経営耕地面積が約3,700ヘクタールで県内有数の規模であるほか、梅、納豆、常陸牛、米、ねぎ、胡麻、パプリカ、チーズ、酒等の地域産品があり、JA水戸等の関係機関と連携しながらブランド力強化や付加価値向上への取組を進めている。

また、工業系事業所については、東部工業団地(32.7ヘクタール)等を中心として、金属製品製造業や機械器具製造業の集積が図られているほか、商業圏の近傍において印刷業や食品製造業など、生活関連製造事業所が立地し、県庁所在都市という行政・業務機能を生かした都市型工業として成長してきた。

第2・3次産業ともに、市内の事業者のうち、約半数が1～4人の規模であり、さらに9割以上が29人以下となっている。本市の事業所の多くを占める中小企業においては、生産年齢人口の減少に伴う人手不足等の課題を抱えており、経営基盤の安定化に向けた取組と経済情勢の変化に柔軟に対応した技術の高度化や製品の高付加価値化を図っていくことが求められている。

そのため、本市は、産業活性化コーディネーターを配置し、企業訪問による無料相談等を行うとともに、産業振興に係る本市独自の補助やものづくり補助金等の活用支援、ISO等の国際認証の取得フォロー、生産性向上のアドバイス等を行っている。これらの取組とあわせ、中小企業における先端設備等の導入を促進することにより、業務の効率化、製品の高付加価値化や新製品・新サービスの創出等を促し、労働生産性の向上を図る。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1

つとなり，県庁所在都市としてさらに経済発展していくことを目指す。

計画期間中に，15件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は，商業・サービス業を中心とする第3次産業に特化しているものの，農業については県内有数の総経営耕地面積を有しており，製造業系事業所についても，工業団地を中心として一定の集積が図られているため，本計画において対象とする設備は，中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は，広域に立地しており，広く事業者の生産性向上を実現する観点から，本計画の対象区域は，市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は，多様な業種が本市の雇用・経済を支えており，広く事業者の生産性向上を実現する観点から，本計画において対象とする業種は，全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は，新商品の開発，自動化の促進，IT導入による業務の効率化等，多様である。したがって本計画においては，労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば，幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は，国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は，3年間，4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等，雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や，反社会的勢力との関係が認められるものについては，先端設備等導入計画の認定の対象としない等，健全な地域経済の発展に配慮する。

- ・市税を滞納している者を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。